

逗子市空き家アドバイザー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家等の利活用を促進し、増加の抑制及び発生の予防を図るため、空き家等の所有者等に対し、予算の範囲内において、空き家アドバイザー派遣事業を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされておらず、賃貸用又は売却用として流通していないものをいう。
- (2) 空き家アドバイザー 空き家等に関する問題について、豊富な知識と実務経験等から問題解決に向け適切なアドバイスをすることができる者をいう。

(空き家アドバイザーの登録)

第3条 空き家アドバイザーの登録は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 宅地建物取引士、不動産鑑定士、建築士、土地家屋調査士、弁護士、司法書士、行政書士又は税理士の資格を有する者
- (2) 不動産に関する業務について豊富な知識と実務経験を有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が空き家アドバイザーとして適当であると認める者

2 前項の登録を受けようとする者は、空き家アドバイザー登録申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の書類を受理したときは、申請内容を審査し、登録の諾否を決定し、その結果を空き家アドバイザー登録決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

4 前項の通知を受けた者は、登録内容に変更が生じたとき又は登録を抹消するときは空き家アドバイザー登録変更（抹消）届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(派遣業務)

第4条 空き家アドバイザーが行う派遣業務は、空き家等の状況を踏まえた管理、活用

及び流通等に関する助言、税制上の相談等とする。

2 派遣業務は、原則として2時間とし、相談の対象となる空き家等の所在地にて行うものとする。

(対象となる空き家等)

第5条 対象となる空き家等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 逗子市内に存すること。

(2) 過去にこの要綱に基づく空き家アドバイザー派遣事業を利用していない空き家等であること。

(申請対象者)

第6条 空き家アドバイザー派遣事業の申請ができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 空き家等の所有者

(2) 空き家等の相続人

(3) 空き家等の存する敷地の権利者

(申請方法)

第7条 空き家アドバイザーの派遣を申請する者(以下「申請者」という。)は、空き家アドバイザー派遣申請書(第4号様式)に、次に掲げる書類を添付し、市長に申請するものとする。

(1) 所有図書等関係書類(登記簿謄本、固定資産税納税通知書等)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(派遣事業の実施)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、派遣を実施することが適当であると認めるときは、空き家アドバイザー派遣依頼書(第5号様式)により空き家アドバイザーに派遣を依頼するものとする。

(派遣の決定)

第9条 市長は、前条の審査の結果を空き家アドバイザー派遣決定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更及び中止届)

第10条 申請者は、前条の通知を受けた後、申請事項の変更又は派遣の中止をしようとする場合には、派遣日の3日前までに空き家アドバイザー派遣変更(中止)届(第7

号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める理由がある場合はこの限りでない。

2 市長は、前項の派遣変更(中止)届を受理したときは、速やかに空き家アドバイザーに通知するものとする。

(派遣の取消)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家アドバイザーの派遣を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により空き家アドバイザー派遣の決定を受けたとき。
- (2) 空き家アドバイザー派遣決定通知書の内容又はこれに付した条件に反したとき。
- (3) 前条第1項本文の規定に違反し、派遣業務が実施できなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めたとき。

(実施報告書兼所見書の提出)

第12条 派遣事業を実施した空き家アドバイザーは、空き家アドバイザー実施報告書兼所見書(第8号様式。以下「所見書」という。)を市長に提出しなければならない。

(謝礼)

第13条 市長は、前条の所見書の提出を受けたときは、空き家アドバイザーに対し、予算の範囲内において謝礼を支給することができる。

(禁止事項)

第14条 空き家アドバイザーは、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を他人に漏らすこと。
- (2) 申請者から金銭等を受け取ること。
- (3) 空き家アドバイザー又はその所属する会社等の利益につながるように誘導すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、空き家アドバイザーとしてふさわしくない行為をすること。

(登録の取消し)

第15条 市長は、空き家アドバイザーが前条の規定に違反したとき又は登録申請書の内容に虚偽があったときは、空き家アドバイザーの登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該空き家アドバイザーに通知するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。